

参考資料

1 平成20年度科学研究費補助金の交付状況 (1) 新規

平成20年11月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
科学研究費	件 (94,923) 99,754	件 (21,086) 20,228	% (22.2) 20.3	千円 (62,511,900) 60,735,195 [16,034,769]	千円 (2,965) 3,003	千円 (163,700) 261,400
特別推進研究	(139) 114	(20) 19	(14.4) 16.7	(2,072,900) 1,907,800 [572,340]	(103,645) 100,411	(163,700) 261,400
特定領域研究	(5,890) 5,999	(1,210) 1,481	(20.5) 24.7	(6,086,500) 4,953,000	(5,030) 3,344	(72,400) 42,000
新学術領域研究 *1 (研究領域提案型)	() 2,153	() 198	() 9.2	() 3,051,300 [915,390]	() 15,411	() 67,600
新学術領域研究 *1 (研究課題提案型)	() 549	() 81	() 14.8	() 656,900 [197,070]	() 8,110	() 10,000
基盤研究(S)	(431) 551	(81) 85	(18.8) 15.4	(2,025,300) 3,329,400 [998,820]	(25,004) 39,169	(54,400) 96,800
基盤研究(A)	(2,345) 2,439	(543) 545	(23.2) 22.3	(7,437,200) 7,307,000 [2,192,100]	(13,697) 13,407	(31,400) 31,400
基盤研究(B)	(11,345) 11,717	(2,649) 2,601	(23.3) 22.2	(16,592,200) 14,924,200 [4,477,260]	(6,264) 5,738	(14,200) 14,500
基盤研究(C)	(32,645) 32,939	(7,736) 7,128	(23.7) 21.6	(12,902,400) 10,570,900 [3,171,270]	(1,668) 1,483	(3,500) 3,600
萌芽研究	(15,000) 15,605	(1,820) 1,117	(12.1) 7.2	(3,319,000) 1,983,000	(1,824) 1,775	(3,700) 3,700
若手研究(S)	(1,262) 805	(35) 39	(2.8) 4.8	(600,000) 812,100 [243,630]	(17,143) 20,823	(49,200) 55,800
若手研究(A)	(1,415) 1,430	(244) 254	(17.2) 17.8	(2,037,600) 1,993,300 [597,990]	(8,351) 7,848	(17,700) 16,900
若手研究(B)	(17,842) 18,322	(5,132) 5,068	(28.8) 27.7	(7,925,700) 7,751,800 [2,325,540]	(1,544) 1,530	(3,200) 3,500
若手研究(スタートアップ)	(3,459) 3,749	(834) 934	(24.1) 24.9	(1,013,100) 1,144,530 [343,359]	(1,215) 1,225	(1,400) 1,500
奨励研究	(3,150) 3,382	(782) 678	(24.8) 20.0	(500,000) 349,965	(639) 516	(1,000) 900
特別研究促進費 (年複数回応募の試行)	(245) 230	(68) 69	(27.8) 30.0	(110,000) 90,000	(1,618) 1,304	(3,000) 2,600
研究成果公開促進費	(1,599) 1,330	(483) 455	(30.2) 34.2	(1,604,340) 1,277,100	(3,322) 2,807	(35,800) 43,100
特別研究員奨励費	(2,541) 2,896	(2,541) 2,896	(100.0) 100.0	(2,412,700) 1,815,553	(950) 627	(3,000) 3,000
学術創成研究費 *2	(85)	(18)	(21.2)	(1,526,400) []	(84,800)	(103,800)
合計	(99,393) 104,210	(24,196) 23,648	(24.3) 22.7	(68,165,340) 63,917,848 [16,034,769]	(2,817) 2,703	(163,700) 261,400

(注1) []内は、前年度を示す。

(注2) []内は、間接経費(外数)。

(注3) *1は、平成20年度新設した研究種目。

(注4) *2は、平成20年度新規応募は行っていない。

(2) 新規 + 継続

平成20年11月現在

研究種目	研究課題数			配分額	1課題あたりの配分額	
	応募	採択	採択率		平均	最高
科学研究費	{ 123,960 } 129,296	{ 50,042 } 49,705	{ 40.4 } 38.4	{ 145,876,633 } 143,609,543 [33,147,787]	{ 2,915 } 2,889	{ 310,400 } 306,100
特別推進研究	{ 204 } 181	{ 85 } 86	{ 41.7 } 47.5	{ 6,595,000 } 7,031,200 [2,109,360]	{ 77,588 } 81,758	{ 310,400 } 306,100
特定領域研究	{ 8,575 } 7,995	{ 3,895 } 3,477	{ 45.4 } 43.5	{ 32,142,100 } 28,559,000	{ 8,252 } 8,214	{ 177,500 } 281,100
新学術領域研究 (研究領域提案型) *	{ 2,153 }	{ 198 }	{ 9.2 }	{ 3,051,300 } [915,390]	{ 15,411 }	{ 67,600 }
新学術領域研究 (研究課題提案型) *	{ 549 }	{ 81 }	{ 14.8 }	{ 656,900 } [197,070]	{ 8,110 }	{ 10,000 }
基盤研究(S)	{ 698 } 832	{ 344 } 363	{ 49.3 } 43.6	{ 5,813,700 } 7,351,400 [2,205,420]	{ 16,900 } 20,252	{ 54,400 } 96,800
基盤研究(A)	{ 3,552 } 3,672	{ 1,731 } 1,767	{ 48.7 } 48.1	{ 16,782,300 } 17,206,700 [5,162,010]	{ 9,695 } 9,738	{ 31,400 } 34,300
基盤研究(B)	{ 16,330 } 16,709	{ 7,598 } 7,559	{ 46.5 } 45.2	{ 34,011,000 } 32,224,700 [9,667,410]	{ 4,476 } 4,263	{ 14,200 } 14,500
基盤研究(C)	{ 42,363 } 43,896	{ 17,432 } 18,068	{ 41.1 } 41.2	{ 22,424,087 } 21,301,619 [6,390,486]	{ 1,286 } 1,179	{ 3,500 } 3,600
萌芽研究	{ 17,059 } 17,684	{ 3,879 } 3,196	{ 22.7 } 18.1	{ 5,506,065 } 4,207,955	{ 1,419 } 1,317	{ 3,700 } 3,700
若手研究(S)	{ 1,262 } 840	{ 35 } 74	{ 2.8 } 8.8	{ 600,000 } 1,412,100 [423,630]	{ 17,143 } 19,082	{ 49,200 } 55,800
若手研究(A)	{ 2,000 } 1,928	{ 829 } 752	{ 41.5 } 39.0	{ 4,830,700 } 4,087,632 [1,226,289]	{ 5,827 } 5,436	{ 19,300 } 16,900
若手研究(B)	{ 24,518 } 24,899	{ 11,808 } 11,645	{ 48.2 } 46.8	{ 14,716,171 } 14,050,603 [4,215,181]	{ 1,246 } 1,207	{ 3,200 } 3,500
若手研究(スタートアップ)	{ 4,249 } 4,576	{ 1,624 } 1,761	{ 38.2 } 38.5	{ 1,955,510 } 2,118,470 [635,541]	{ 1,204 } 1,203	{ 1,500 } 1,500
奨励研究	{ 3,150 } 3,382	{ 782 } 678	{ 24.8 } 20.0	{ 500,000 } 349,965	{ 639 } 516	{ 1,000 } 900
特別研究促進費 (年複数回応募の試行)	{ 245 } 230	{ 68 } 69	{ 27.8 } 30.0	{ 110,000 } 90,000	{ 1,618 } 1,304	{ 3,000 } 2,600
研究成果公開促進費	{ 1,631 } 1,350	{ 515 } 475	{ 31.6 } 35.2	{ 1,800,000 } 1,367,900	{ 3,495 } 2,880	{ 35,800 } 43,100
特別研究員奨励費	{ 5,636 } 6,254	{ 5,636 } 6,254	{ 100.0 } 100.0	{ 5,315,818 } 4,932,295	{ 943 } 789	{ 3,000 } 3,000
学術創成研究費 *2	{ 164 } 79	{ 97 } 79	{ 59.1 } 100.0	{ 7,319,100 } 5,766,200 [1,729,860]	{ 75,455 } 72,990	{ 116,500 } 109,300
合計	{ 131,636 } 137,209	{ 56,358 } 56,582	{ 42.8 } 41.2	{ 160,421,552 } 155,765,939 [34,877,647]	{ 2,846 } 2,753	{ 310,400 } 306,100

(注1) { }内は、前年度を示す。

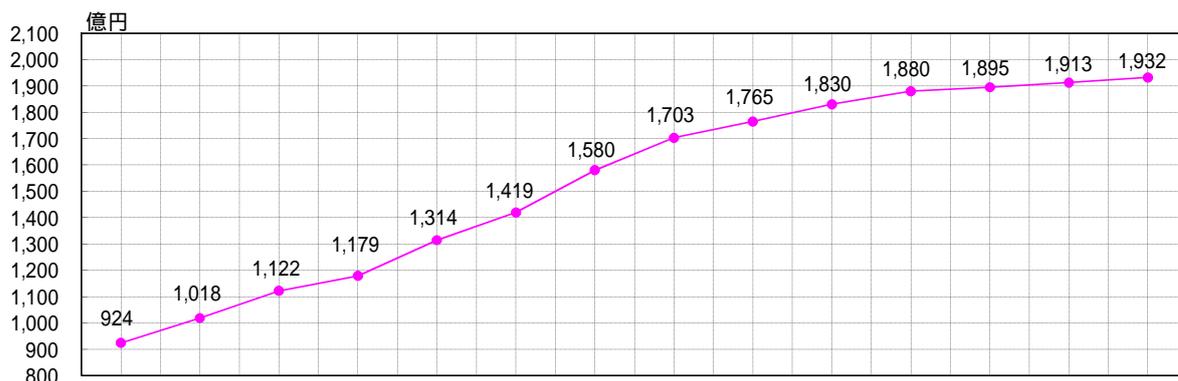
(注2) []内は、間接経費(外数)。

(注3) *1は、平成20年度新設した研究種目。

(注4) *2は、平成20年度新規応募は行っていない。

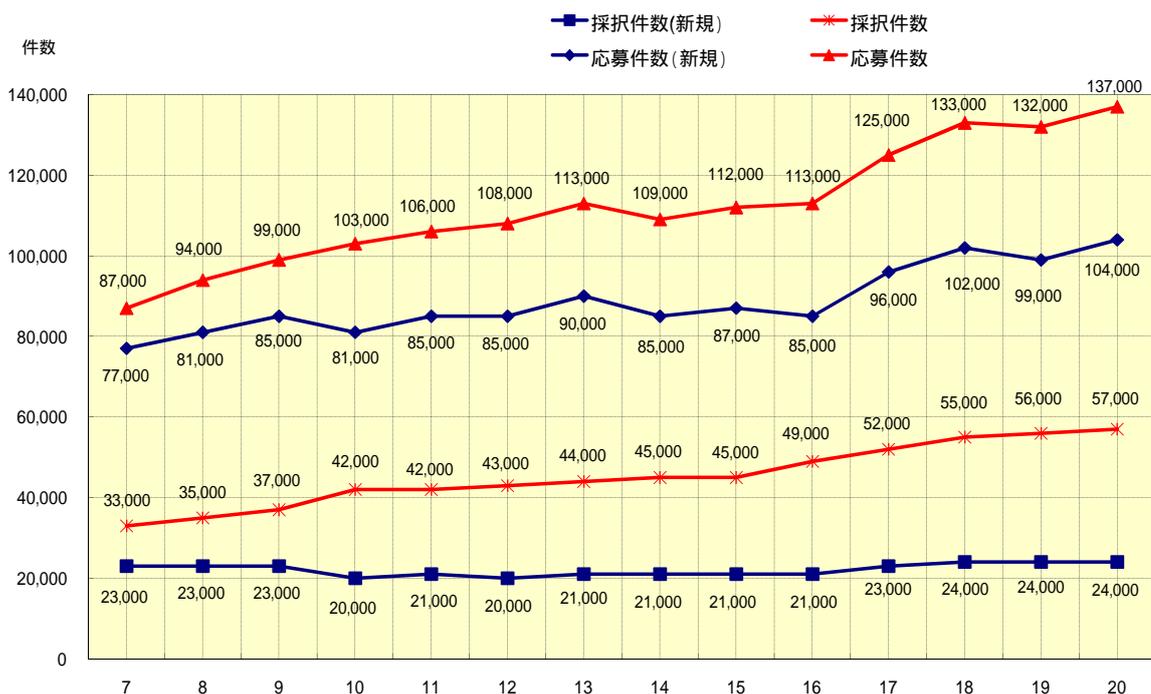
2. 予算額等の推移

予算額の推移



年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
予算額(億円)	924	1,018	1,122	1,179	1,314	1,419	1,580	1,703	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932
対前年度伸び率(%)	12.1	10.2	10.2	5.1	11.5	8.0	11.3	7.8	3.6	3.7	2.7	0.8	0.9	1.0

応募・採択の状況



採択率・充足率(新規分)の状況

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
採択率(%)	29.4	28.3	27.1	24.8	24.3	23.9	23.1	24.6	23.7	24.8	24.0	23.5	24.3	22.7
充足率(%)	74.9	74.6	72.3	71.5	74.7	77.2	78.2	76.1	76.2	76.5	76.4	77.5	75.7	76.9

(注) 各年度における当初配分時の数字である。

3 研究種目一覧

(文部科学省が交付を行うもの)

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
新学術領域研究	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させることを目的とする(期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度) (研究課題提案型) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究(期間3年、単年度当たり1千万円程度)
若手研究(A)・(B)	(A)(B)39歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A)500万円以上3,000万円以下 (B) 500万円以下
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、年複数回応募の試行(研究助成に関する実験的試行)
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	研究者グループ等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成

印の研究種目等の公募、審査については、日本学術振興会が行う

(日本学術振興会が交付を行うもの)

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
基盤研究	(S)1人又は比較的少数数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで) (A)(B)(C)1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3～5年 (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (応募総額によりA・B・Cに区分)(B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下)
若手研究 (S・スタートアップ)	(S)42歳以下の研究者が1人で行う研究(期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで) (スタートアップ)研究機関に採用されたばかりの研究者等が1人で行う研究(期間2年、年間150万円以下)
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 100万円以下)
研究成果公開促進費	
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、学術情報システム等を通じ公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む)が行う研究の助成(期間3年以内)
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る (推薦制 期間5年)

4 評価ルール

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年 2月19日
一部改正 平成19年 5月23日
一部改正 平成19年10月 1日
一部改正 平成19年12月17日
一部改正 平成20年 9月25日
一部改正 平成21年 1月27日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）
 - (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、奨励研究）の研究課題の研究代表者
 - (2) 研究成果公開促進費（学術定期刊行物、学術図書、データベース）の成果公開の代表者
 - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
 - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者
- 五 推薦者 学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
- 六 審査意見書作成者 特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 七 評価協力者 基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究進捗評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

(評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

(評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 (略)

(評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査(事前評価)

(審査の方針)

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費補助金の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成17年3月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成17年9月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する(挑戦的萌芽研究を除く)。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要

な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

- (5) 特別推進研究又は基盤研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二 研究種目（審査区分）別の方針

(1) （略）

(2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究）

① 共通事項

ア 各専門分野への配分方法

基盤研究、挑戦的萌芽研究及び若手研究については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとし、新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠には、別途文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費補助金(科学研究費)配分方式」(以下、「配分方式」という。)により算出した額を配分する。

イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査(合議審査)において必要な調整を行う。

- a 人文・社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c その他必要が認められる調整

ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査(書面審査)の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査(合議審査)を行う審査委員が査定する。

エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額について

は、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、第1段審査(書面審査)においては、研究計画と研究進捗評価結果を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、第2段審査(合議審査)においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準は、4段階(A+、A、B、C)である。このうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A+」(「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」)であることに留意すること。

キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査(合議審査)において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。
- b 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

ク エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、第2段審査(合議審査)において「研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

ケ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の第2段審査(合議審査)を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

② 個別事項 【ア～オ（略）】

カ 若手研究（スタートアップ）

- a 研究者が自立して行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、2年とする。
- c 次の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。
 - (ア) 応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があった者の応募研究課題
 - (イ) 異なる研究機関等から採用された者の応募研究課題
 - (ウ) 研究者の現在の研究環境を踏まえ、その改善・向上が特に期待できる応募研究課題

【(3)～(5)略】

（審査の実施体制）

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び12小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(A) (審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B) (審査区分「一般」)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題
審査第一部会に置く3小委員会	・基盤研究(A) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(C) (審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び7小委員会	・若手研究(スタートアップ)の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の結果公開 ・データベースの結果公開

（審査の方法）

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

【一～四（略）】

五 審査第三部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないように調整を行う。

【六～七（略）】

（審査結果の開示）

第13条

一 （略）

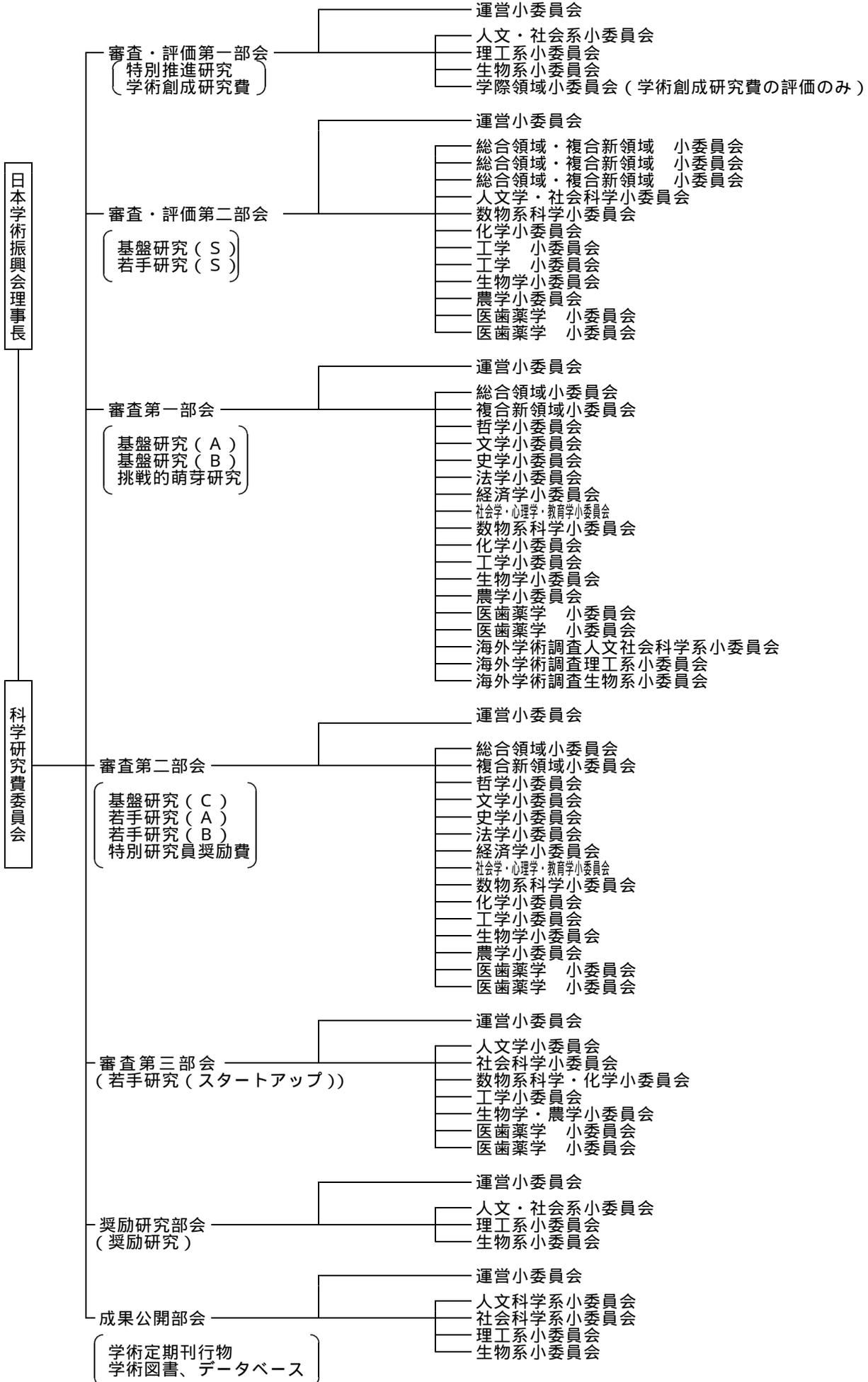
二 基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、細目(分野)におけるおおよその順位、各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)を通知する。

【三～四（略）】

【第3章～第4章（略）】

科学研究費委員会組織図



科学研究費補助金（科学研究費）配分方式

（「奨励研究」を除く。）

○各専門分野毎の研究費の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- （注）要素：
- A = 当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
 - B = 当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
 - a = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（C）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（D）の構成比〔D／C〕
 - b = 当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究課題数（E）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数（F）の構成比〔F／E〕

若手研究（スタートアップ）の書面審査における評定基準等

科学研究費補助金は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見だし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、応募研究課題が利益相反（第8条の一参照）にあたる研究課題については、審査を行わないでください。

若手研究（スタートアップ）は、研究者が早い段階から自立して研究に専念できるよう、研究開始時の環境整備など、スタートアップにかかる研究の支援を行うものですので、自立した研究者の育成に資するものであるか評価してください。

評定基準

〔評定要素〕（ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 研究計画・方法の妥当性(「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、予期される問題点に対する配慮、問題が生じたときの対応策などが検討されているか。
- ・研究期間や経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

業として行う受託研究

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究課題の独創性及び革新性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の波及効果及び普遍性(「研究目的」、「研究計画・方法」欄)

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(5) 研究遂行能力及び研究環境の適切性(「研究業績」、「研究略歴」、「現在の研究環境」欄など)

- ・これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等、現在の研究環境は適切であるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にするとともに、若手研究(スタートアップ)としての妥当性も考慮して、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。(担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。)

なお、「利益相反」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布 の目安
5	非常に優れた研究課題であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究課題であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送るべき	20%
1	研究内容等に問題があり、採択に値しない	10%
-	利益相反の関係にあるので判定できない	-

〔審査意見の記入〕

総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を、当該研究課題の長所と短所を中心として、「審査意見」欄に記入してください。合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

（参考）平成20年度新規採択研究課題の採択率

若手研究（スタートアップ） 24.9%

その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

（1）今回応募する研究計画の独自性（「他に参画する研究プロジェクト等がある場合における今回応募する研究計画の独自性」欄）

本研究種目は、自立して研究を行うことができる研究者の育成をねらいとするものです。したがって、応募者に他に参画している（または参画を予定している）研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画が、その研究プロジェクト等と関連があり、かつその一部として行われるに等しいものであれば、本研究種目の目的である「研究者の自立」に資するものであるとは言えません。

一方において、今回応募する研究計画が、他に参画する研究プロジェクト等と関連がある場合であっても、独自の観点から主体的に行われるものであれば、本研究種目の目的に抵触するものではありません。

したがって、応募者に他に参画する研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画と関連がある場合には、今回応募する研究に関し、独自の観点から主体的に行われることが明らかであるかどうかについて、下記の評定区分によりいずれかの評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

評定区分	評 定 基 準
（空白）	問題ない
×	他に参画する研究プロジェクト等との関連において、応募研究課題は独自の観点から主体的に行われる研究としては疑問な点がある

（2）人権の保護及び法令等の遵守を必要とする研究課題の適切性（「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄）

研究計画の遂行において、人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

- ・相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究計画、個人情報の取り扱いに配慮する必要がある研究計画又は法令等に基づく手続きが必要な研究計画については、所要の手続き、対策が講じられているか。
- ・ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）の研究課題にあつては、法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。

評価区分	評 定 基 準
(空白)	問題ない
×	法令遵守等の手続き、対策に疑問な点がある

(3) 研究経費の妥当性(「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

補助金の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評価区分により、評価をしてください。

なお、「×」の評価をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は謝金等のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評価区分	評 定 基 準
(空白)	(評価に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください) 平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である 他の研究課題より更に充足率を高めるべきである
	他の研究課題より更に減額が可能である又は減額すべきである (充足率を低くすることが望まれる)
×	研究計画と研究経費との整合性を欠く

(参考)平成20年度配分状況(新規採択研究課題の平均充足率)
若手研究(スタートアップ) 88.8%

その他の留意事項

(1)「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

(2)「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

5 使用ルール（平成20年度補助条件）

<「基盤研究」、「萌芽研究」、「若手研究（S）」、「若手研究（スタートアップ）」又は「学術創成研究費」>

独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）から科学研究費補助金（「基盤研究」、「萌芽研究」、「若手研究（S）」、「若手研究（スタートアップ）」又は「学術創成研究費」）の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（研究代表者及び研究分担者）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）、取扱要領及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 研究代表者及び研究分担者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助条件の写しの配付】

1-3 研究代表者は、全ての研究分担者にこの補助条件の写しを配付するとともに、研究分担者も補助事業者として、適正化法第11条の規定によりこの補助条件に従う義務を有することを、説明しなければならない。

【研究機関による補助金の管理等】

1-4 研究代表者及び研究分担者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に、日本学術振興会が別に定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

2 直接経費の使用

【直接経費の公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【直接経費の各費目の対象となる経費】

2-2 直接経費の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。

物品費 物品を購入するための経費

旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及びその他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

- 謝金等 研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること）
- その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用））

【分担金の配分】

- 2-3 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならない。なお、直接経費については、原則として交付申請書に記載した額に応じて配分することとするが、必要に応じて配分額を変更することができる。また、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関間の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。
- 2-4 研究代表者及び研究分担者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合には、300万円まで）の範囲内で、取扱要領第10条第3項に規定する日本学術振興会の承認を得ることなく変更することができる。

【研究・契約等の開始】

- 2-5 新たに採択された研究課題については内定通知受領後直ちに、また、前年度から継続する研究課題については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。

【直接経費の年度内使用】

- 2-6 直接経費は、研究課題の研究期間が複数年度にわたるものであっても、「2-7」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度における直接経費の使用】

- 2-7 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成21年3月2日までに、様式C-1「繰越（翌債）承認要求額の算定根拠」、様式C-2「繰越（翌債）を必要とする理由書」及び様式C-3「事業計画行程表」により文部科学大臣に対し申請を行い、必要な手続を経なければならない。

【使用の制限】

- 2-8 直接経費は、次の経費として使用してはならない。
- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
 - ② 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
 - ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

【合算使用の制限】

2-9 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、補助事業の遂行に支障が生じないように、研究者が所属研究機関を変更する場合などにおける当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと）

【納品等及び支出の期限】

2-10 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならない。これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

【変更できない事項】

3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。

【直接経費の使用内訳の変更】

3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【所属する研究機関の変更】

3-4 研究代表者は、所属する研究機関を変更した場合には、様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究代表者の応募資格の喪失】

3-5 研究代表者は、応募資格を有しなくなる場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

3-6 応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

3-7 研究代表者が欠けた場合に、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術

振興会の承認を得なければならない。

【研究代表者の交替】

3-8 研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合（補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。）には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

【研究分担者の変更】

3-9 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合又は研究分担者を変更する場合には、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

3-10 研究代表者は、前項の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管しなければならない。

【育児休業等による中断】

3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止の時までの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【軽微な変更】

3-12 「役割分担等」、「直接経費（分担金の研究者別内訳）」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的は変更してはならない。

【設備等の取扱】

3-13 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあつては、研究上の支障がなくなる時に）、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。

【利子の取扱】

3-14 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-15 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

4 間接経費の譲渡等

【間接経費の譲渡】

4-1 研究代表者及び研究分担者は、間接経費が交付された場合には、速やかに間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならない。研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

【間接経費の返還】

4-2 研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更しようとする場合において、新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れない場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還しなければならない。研究代表者及び研究分担者が、異なる研究機関の研究者に交替しようとする場合において、当該研究機関が間接経費を受け入れない場合も、同様とする（研究代表者が交替する場合に申請を行うのは、交替前の研究代表者）。

【間接経費の追加】

4-3 間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更した場合又は異なる研究機関の研究者に交替した場合において、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

5 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

5-1 研究代表者は、平成21年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

5-2 「2-7」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

6 自己評価報告書の提出

「基盤研究」、「若手研究（S）」及び「学術創成研究費」のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、平成20年度が研究期間の3年目にあたる研究課題（ただし、平成20年度に「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除く）の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、平成21年5月31日までに、様式C-7-2「自己評価報告書」を日本学術振興会に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

7-1 「基盤研究」、「若手研究（S）」、「若手研究（スタートアップ）」及び「学術創成研究費」の研究課題の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」を日本学術振興会に、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月3

0日までの間に提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに上記報告書を日本学術振興会に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7-2 研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-19「研究成果報告書」を日本学術振興会に提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日までとする。また、同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

8 研究成果の発表

【研究成果発表における表示義務】

8-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。

【研究成果発表の報告】

8-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない。

9 その他

【研究活動の公正性の確保】

9-1 補助事業において、研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造や改ざん、及び盗用）が行われること、もしくは関与することがあってはならない。

【生命倫理・安全対策等の遵守】

9-2 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。

【関係書類の整理・保管】

9-3 研究代表者及び研究分担者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

6 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領

（平成15年10月7日規程第17号）

改正 平成16年4月14日規程第9号

改正 平成16年9月10日規程第14号

改正 平成17年2月2日規程第1号

改正 平成17年4月7日規程第7号

改正 平成18年4月14日規程第9号

改正 平成19年4月2日規程第12号

改正 平成20年6月10日規程第9号

（通則）

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費補助金（基盤研究等）（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）及び科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

（目的）

第2条 この取扱要領は、科学研究費補助金（基盤研究等）交付要綱（平成11年4月12日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）第17条第1項及び独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第15条の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する補助金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この取扱要領において「補助金」とは、交付要綱第3条に規定する以下のものをいう。

一 科学研究費のうち次に係るもの

イ 基盤研究

ロ 萌芽研究

ハ 若手研究（S）

ニ 若手研究（スタートアップ）

ホ 奨励研究

二 特別研究員奨励費

三 学術創成研究費

四 研究成果公開促進費（研究成果公开发表に係るものを除く。）

2 この取扱要領において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であって、取扱規程第2条第1項に規定する以下のものをいう。

一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学

共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。)

- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
 - 三 高等専門学校
 - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣の指定するもの
- 3 この取扱要領において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
 - 4 この取扱要領において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。
 - 5 この取扱要領において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
 - 6 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力をを行う者をいう。
 - 7 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
 - 8 この取扱要領において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。
 - 9 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第2項第1号、第3号及び第4号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣の指定するものは、同項の研究機関とみなす。

（補助金の交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を行うものに限る。）又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業（以下「科学研究」という。）
 - 二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業（以下「研究成果の公開」という。）
- 2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として振興会が認める経費とする。

(補助金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者(学術団体を含む。以下この条において同じ。)が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、補助金を交付しない。

ただし、第4号に掲げる者が、法第17条第1項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取消された事業(以下「交付決定取消事業」という。)以外にその交付を受けている事業と第7条第1項の計画調書上同一の計画に基づいて行う事業については、この限りでない。

- 一 交付決定取消事業において科学研究費補助金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年以上5年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 前号に掲げる者と科学研究費補助金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について科学研究費補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間
 - 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者(前2号に掲げる者を除く。) 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降2年間
 - 四 第1号若しくは第3号に該当する研究代表者若しくは研究分担者と共同して交付決定取消事業を行った研究代表者若しくは研究分担者(前各号に該当する者を除く。以下この号において同じ。)又は第1号に該当する連携研究者が参画した交付決定取消事業若しくは同号に該当する研究協力者が協力した交付決定取消事業の研究代表者若しくは研究分担者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌1年間
 - 五 偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該科学研究費補助金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
 - 六 不正行為があったと認定された者(当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。) 当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する補助事業が、取扱規程第4条第2項の特定給付金等を定める件(平成16年8月24日文科部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。)第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、補助金を交付しないものとする。
- (1) 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
 - (2) 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の処分に違反した者
 - (3) 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
 - (4) 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

(補助金の交付申請者)

第6条 第4条第1項に係る補助金の交付の申請をすることができる者は、次のとおりとする。

- 一 科学研究に係る補助金にあつては、次に掲げる者
 - イ 研究機関に所属する研究者が科学研究を行う場合は、当該科学研究を行う研究者の代表者

- ロ 研究機関に所属しない研究者（特別研究員を除く。）が一人で科学研究を行う場合は、当該研究者
- ハ 特別研究員が科学研究を行う場合は、当該特別研究員
- ニ 外国人特別研究員と受入研究者が共同して科学研究を行う場合は、当該受入研究者
- 二 研究成果の公開に係る補助金にあつては、研究成果の公開を行う個人又は学術団体の代表者

（計画調書）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ科学研究又は研究成果の公開（以下「科学研究等」という。）に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により補助金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は補助金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が補助金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

2 振興会は、前項の調査の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

3 振興会は、補助金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。

- 一 補助金の交付を受けた者が、科学研究等の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
- 二 補助金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、振興会の承認を得なければならないこと
- 三 補助金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならないこと

- 四 補助金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 補助金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができることとする。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の使用制限)

- 第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金を科学研究等に必要な経費にのみ使用しなければならない。

(実績報告書)

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、科学研究等を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。
- 2 前項後段の規定による実績報告書には、翌年度に行う科学研究等に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第15条 振興会は、前条第1項前段の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、科学研究等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(帳簿関係書類等の整理)

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならない。

(経理の調査)

- 第17条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(科学研究等の状況の調査)

- 第18条 振興会は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、科学研究等の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

(研究経過の公表)

第19条 振興会は、科学研究に係る実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

(設備等の寄付)

第20条 第6条第1号イに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 第6条第1号ロに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、研究期間終了までにそれを学校その他の教育又は研究の施設に寄付しなければならない。

3 第6条第1号ハ又はニに係る補助金の交付を受けた者が、補助金により購入価格5万円以上の設備等を購入したときは、直ちにそれを当該補助金の交付を受けた者が研究に従事し又は所属する研究機関に寄付しなければならない。

4 補助金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、第1項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

5 特別研究員は、第3項の規定にかかわらず、その特別研究員の資格を喪失するまでの間、設備等を寄付しないことができる。

(その他)

第21条 この取扱要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成15年10月7日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

第4条の2の規定は、法第18条第1項の規定の準用により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日前である交付決定取消事業を行なった研究者が行おうとする補助事業については、適用しない。

この取扱要領の適用日前に、日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領(平成11年6月9日規程第6号)の規定により日本学術振興会が行った科学研究費補助金の取扱いは、振興会がこの取扱要領中の相当する規定により行った補助金の取扱いとみなす。

附則(平成16年規程第9号)

1 この規程は、平成16年4月1日から適用する。

2 第4条の2第1項第3号の規定は、この規程の適用前に交付の決定が行われた科学研究費補助金に係る交付決定取消事業を行った研究者については、適用しない。

附則(平成16年規程第14号)

この規程は、平成16年8月27日から適用する。

附則(平成17年規程第1号)

1 この規程は、平成17年1月24日から適用する。

- 2 第4条の2第2項及び第3項の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日がこの規程の適用日前である事業を行った研究者又は当該研究者と共謀した研究者が行う事業については、適用しない。

附則（平成17年規程第7号）

この規程は、平成17年4月1日から適用する。

附則（平成18年規程第9号）

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則（平成19年規程第12号）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附則（平成20年規程第9号）

- 1 この規程は、平成20年6月10日から実施し、平成20年度以降の補助金について適用する。
- 2 改正後の取扱要領（以下「新要領」という。）第5条第1項第1号及び第3号の規定は、法第18条第1項の規定により科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成15年9月12日よりも前である交付決定取消事業において不正使用を行った者又は法第11条第1項の規定に違反して科学研究費補助金の使用を行った補助事業者（新要領第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 新要領第5条第1項第4号の規定は、平成16年4月1日よりも前に交付の決定が行われた事業の研究代表者又は研究分担者については、適用しない。
- 4 新要領第5条第1項第2号及び第5号の規定は、科学研究費補助金の返還が命じられた日が平成17年1月24日よりも前である事業において科学研究費補助金の不正使用を共謀した者又は偽りその他不正の手段により科学研究費補助金の交付を受けた者若しくは当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者については、適用しない。